

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠8か月）、長女（原発事故時5歳）、二女（事故後出生。））について、①申立人妻が妊婦の状態です未就学児を抱えて夫と離れて避難生活を送ることを余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻の中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、申立人妻の精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）につき5万円の増額賠償、②平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用、検査費用及び避難雑費の賠償、並びに、③現住所へ帰還した平成29年3月分及び4月分の帰還費用の賠償等が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 【損害項目】

#### 1 平成23年分

(1) 生活費増加費用及び移動費用【申立人 X1・X3・X4分】

(平成23年3月11日～同年12月31日)

金1,200,000円

(2) 精神的損害【申立人 X1・X3・X4 分】

(平成23年3月11日～同年12月31日)

金650,000円

(3) 中間指針第五次追補・第3「自主的避難等に係る損害」

【申立人 X2分】(平成23年3月11日～同年12月31日)

金200,000円

#### 2 外枠分

(1) ガイガーカウンター購入費用【PA-1000】

(平成23年3月11日～同年12月31日)

金100,000円

(2) 母乳放射線検査費用（平成23年6月30日～同年7月6日）

金9,140円

#### 3 平成24年以降分

(1) 避難費用

- ① 避難交通費（平成24年3月24日） 金10,400円
- ② 家賃等  
（平成24年1月1日～同年3月31日、平成26年5月1日～平成27年3月31日） 金148,880円
- ③ 引越関連費用（平成24年3月15日～同月24日）  
金53,019円
- ④ 帰還関連費用（平成29年3月31日～同年4月30日）  
金186,624円

(2) 生活費増加費用

- ① 二重生活に伴う生活費増加分  
（平成24年1月1日～平成27年3月31日）  
金1,170,000円
- ② 面会交通費（平成24年1月1日～平成27年3月31日）  
金1,322,160円
- ③ 教育費（平成24年2月22日～平成27年1月24日）  
金62,290円

- (3) 検査費用（平成25年3月10日～平成28年4月2日）  
金34,322円

- (4) 避難雑費（平成24年1月1日～平成27年3月31日）  
金1,476,000円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,622,835円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,800,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月18日

（仲介委員 石井 逸郎）